

議案第25号

天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正について
天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例
天理市立幼稚園の保育料に関する条例（平成27年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育料」を「保育料等」に改める。

第1条中「天理市立幼稚園」の次に「（以下「幼稚園」という。）」を、「保育料」という。）」の次に「及び給食に要する経費（以下「給食費」という。）」を加える。

第3条中「別に」を「規則で」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（給食費）

第3条 市長は、幼稚園において給食を実施した場合には、次に掲げる者から給食費を徴収する。

- （1） 幼稚園において給食の提供を受けた子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- （2） 幼稚園で勤務する職員であって、給食の提供を受けたもの
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて給食の提供を受けたもの

2 給食費の額は、規則で定める。

3 給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

4 市長は、特に必要があると認める者に対して、給食費を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。